

大阪府林業・木材産業改善資金貸付要綱

第1 趣旨

府は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年6月11日農林水産省告示第902号）、大阪府林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和55年12月24日規則第104号。以下「府規則」という。）の定めるところによるほか、この要綱及び予算の定めるところにより、府規則第1条に規定する林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対する林業・木材産業改善資金（以下「改善資金」という。）を貸付けるものとする。

第2 定義

府規則並びにこの要綱において「林業従事者等」とは、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（ただし、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人以下（木材製造業を営む者にあつては、300人以下）の会社若しくは個人に限る。）又はこれらの者を組織する団体その他林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（ただし、会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）をいい、「認定中小企業者」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に定める中小企業者をいい、「促進事業者」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）以下「六次産業化法」という。）に定める促進事業者であつて、法第2条の林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下「改善措置」という。）を実施するものをいう。

第3 貸付条件

1 貸付対象者

府規則第4条に規定する貸付けの相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者である場合は、貸付けの相手方としないものとする。

また、府規則第4条に規定する貸付けの相手方となる「会社」とは、定款に育林、素材生産等林業を営む旨又は木材製造業等木材産業に属する事業を営む旨の規定がある等林業又は木材産業を営むことが明らかに認められる株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）をいい、「団体」とは、森林組合等の林業従事者の組織する団体、木材協同組合等の木材産業を営む者の団体並びに林業従事者の組織する団体及び会社以外の法人であつて定款に林業を営む旨の規定がある等、林業又は木材産業を営むことが明らかに認められるものをいう。ただし、認定中小企業者及び促進事業者はこの限りではない。

2 林業・木材産業改善資金の内容

府規則の定めるところにより貸付けられる改善資金は、改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 造林に必要な資金
- (3) 立木の取得に必要な資金
- (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価

の全額を一時に支払うのに必要な資金

- (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
- (10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (12) (4)から(11)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費、機械、施設の修理費、検査費等（改善措置として機械・施設を導入した場合、資金不足が懸念される事業の立ち上がり期の一定期間における燃料、加工用原材料等の資材費その他の費用を含む。）の費用に充てるのに必要な資金
- (13) 認定中小企業者又は促進事業者が(1)から(12)を支援するために必要な資金

3 償還方法

- (1) 償還方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時償還支払の方法とし、その他のものは、均等年賦支払の方法とする。なお、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により行うものとする。
- (2) 償還期日は、原則として、6月10日、11月10日、1月10日又は3月10日のいずれかとする。

4 融資機関が行う貸付けの条件

改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）が行う改善資金の貸付けの条件（貸付金の限度額、貸付金の利率、償還期間及び据置期間、期限前償還、支払の猶予及び違約金）については、府が直接、林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に貸付ける場合と同様とする。

5 貸付条件の遵守

知事は、改善資金を借入れる者に対して林業・木材産業改善資金借用証書の条件（特約事項を含む。）を遵守させるものとする。

第4 貸付資格の認定等

- 1 知事は、改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付資格の認知を受けようとする者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る改善資金をもって改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、改善資金の貸付資格を認定するものとする。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
- (2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）
- (3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）
- (4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）
- (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）

- (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）
- 2 知事は、第4の1の認定に当たっては、改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、改善資金の貸付後3か月以内に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。なお、森林施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、改善措置に関する計画に記載する事業完了までの適正な期間を勘案するものとする。
- 3 知事は償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）について、改善資金の借入れを希望する林業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を踏まえ、適正な期間を勘案するものとする。

第5 貸付け等の手続き

- 1 法第3条第1項に基づく貸付け（直貸方式）
府規則第6条に定める申請者のうち、府から直接貸付けを受けようとする者（以下「直貸申請者」という。）が府から改善資金を借り入れる場合の手続きは、府規則に定める手続きによるほか、次のとおりとする。
- (1) 貸付資格認定申請等の手続き
- ア 府規則第6条の定める林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (ア) 改善措置に関する計画の内容が分かる資料（事業計画（様式第1号）、見積書、カタログ、図面、位置図等）
- (イ) 貸付対象者の要件に係る資料（法人の場合は、定款、商業登記簿謄本、所得税の確定申告書、決算書等、個人の場合は、所得税の確定申告書等）
- (ウ) 団体の概要及び役員名簿（様式第2号。法人又は任意団体の場合に限る。）
- (エ) 連帯保証人等計画書（様式第3号）
- (オ) 個人情報等の第三者提供の同意書（様式第4号）
- イ 知事は、認定申請書の提出を受けた場合は、別に定める大阪府林業・木材産業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に付し、同協議会の意見を聴いたうえで、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、府規則第7条第2項で定める林業・木材産業改善資金貸付資格認定通知書（その1）（以下「認定通知書（その1）」という。）と併せ林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第5号。以下「貸付決定通知書」という。）を当該直貸申請者に通知するものとし、当該直貸申請者が大阪府森林組合（以下「森林組合」という。）に属する者であるときは、当該決定について、府規則第7条第3項に定める林業・木材産業改善資金貸付資格認定通知書（その2）（以下「認定通知書（その2）」という。）により森林組合に通知する。また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付資格不認定通知書（その1）（様式第6号。以下「不認定通知書（その1）」という。）により、その旨を直貸申請者に通知するものとし、直貸申請者が森林組合に属する者であるときは、その旨を、林業・木材産業改善資金貸付資格不認定通知書（その2）（様式第7号。以下「不認定通知書（その2）」という。）により森林組合に通知する。
- ウ 直貸申請者は、認定通知書（その1）及び貸付決定通知書を受け取った場合は、府規則第8条に定める林業・木材産業改善資金借用証書及び貸付金支払請求書（様式第8号）を知事に提出する。
- エ 知事は、貸付決定を行った申請者、連帯債務者及び連帯保証人に対し、資金交付日の3日前（土日祝を除く。）までに本人を確認のうえ、面前で借用証書に署名押印を求めることとする。なお、借用証書に使用する印については、印鑑証明を添えるものとする。
- (2) 担保等
- 担保又は連帯保証人については、府規則第5条に定めるほか、次のとおりとする。
- ア 担保は、別に定める基準により徴求する。
- イ 連帯保証人は、直貸申請者と家計を異にする者を1名以上とする。

ウ 連帯保証人は、貸付契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された保証債務を履行する意思を表示した公正証書の正本を知事に提出するものとする。ただし、民法第465条の9に掲げる者についてはこの限りでない。

2 法第3条第2項に基づく貸付け（転貸方式）

府規則第6条に定める申請者のうち、融資機関から改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「転貸申請者」という。）の借入手続きは、府規則に定める手続きによるほか、次のとおりとする。

(1) 貸付資格認定申請等の手続き

ア 転貸申請者は、貸付けを受けようとする融資機関（以下「貸付希望融資機関」という。）に林業・木材産業改善資金借入申込書（様式第9号。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、知事に認定申請書と次の書類を添えて提出するものとする。

(ア) 改善措置に関する計画の内容が分かる資料（事業計画（様式第1号）、見積書、カタログ、図面、位置図等）

(イ) 貸付対象者の要件に係る資料（法人の場合は、定款、商業登記簿謄本、所得税の確定申告書、決算書等、個人の場合は、所得税の確定申告書等）

(ウ) 団体の概要及び役員名簿（様式第2号。法人又は任意団体の場合に限る。）

(エ) 借入申込書の写し

(オ) 個人情報等の第三者提供の同意書（様式第4号）

イ 知事は、貸付資格認定申請書の提出を受けた場合は、別に定める大阪府林業・木材産業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に付し、同協議会の意見を聴いたうえで、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、認定通知書（その1）を当該転貸申請者に通知するものとし、当該転貸申請者が森林組合に属する者であるときは、その旨を認定通知書（その2）により森林組合に通知する。また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、不認定通知書（その1）（様式第6号）により、その旨を当該転貸申請者に通知するものとし、当該転貸申請者が森林組合に属する者であるときは、その旨を不認定通知書（その2）により森林組合に通知する。

ウ アの借入申込書の提出を受けた融資機関が、イの認定通知書（その1）の通知を受けた転貸申請者に対して、改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「府貸付金」という。）の貸付けを受けようとする場合は、知事に林業・木材産業改善資金府貸付金貸付申請書（様式第10号。以下「府貸付金貸付申請書」という。）を提出するものとする。

エ 知事は、府貸付金貸付申請書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、府貸付金の貸付けを受けようとする融資機関に林業・木材産業改善資金府貸付金貸付決定通知書（様式第11号。以下「府貸付金貸付決定通知書」という。）を通知するものとする。また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

オ 府貸付金貸付決定通知書の交付を受けた融資機関は、速やかに、当該通知書に係る転貸申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（様式第12号）を通知するものとする。

カ 府貸付金貸付決定通知書を受けた融資機関が、府貸付金の交付を受けようとする場合は、知事に林業・木材産業改善資金府貸付金支払請求書（様式第13号）（以下「支払請求書」という。）を提出するものとする。

キ 知事は、支払請求書の提出を受けて、府貸付金の交付を行うものとする。この場合において融資機関は、府貸付金の交付を受ける際、知事に林業・木材産業改善資金府貸付金借用証書（様式第14号）を提出するものとする。

ク 府貸付金の交付を受けた融資機関（以下「府貸付金借受融資機関」という。）は、次の各項を遵守するものとする。

(ア) 府貸付金を貸付けの目的以外に使用しないこと。

(イ) 知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認め、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合は、遅滞なく報告しなければならないこと。

- ケ 府貸付金借受融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (ア) 改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (イ) 改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合
- コ 府貸付金借受融資機関は、転貸申請者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（様式第 15 号）（以下「転貸借用証書」という。）により行うものとする。
- サ 府貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、府貸付金借受融資機関が府貸付金を原資として申請者に貸し付ける改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件（償還期日に借受者が府貸付金借受融資機関に償還する日の翌日に府貸付金を府に償還する場合を含む）であることとする。
- シ 府貸付金借受融資機関は、府貸付金の交付後、速やかに転貸申請者に対して改善資金の貸付けを行うものとする。転貸申請者は、当該資金の交付を受ける際に、転貸借用証書を当該融資機関に提出するものとする。この場合において、府貸付金借受融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として、転貸申請者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- ス 府貸付金借受融資機関は、第 5 の 2 の (1) のシの改善資金の貸付けを行った場合は、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金府貸付金貸付業務実施報告書（様式第 16 号）を提出するものとする。
- セ 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る改善資金の貸付けを受けようとする場合の第 5 の 2 の (1) の適用における、知事への提出書類は、認定通知書（その 1）及び借入申込書の写しとする。

第 6 事業の実施以後の措置

1 事業実施報告

- (1) 府又は府貸付借受融資機関から貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、事業の完了後 30 日以内に、府規則第 10 条第 2 項に定める林業・木材産業改善措置実施報告書（以下「実施報告書」という。）を貸付けの決定を受けた機関（知事又は府貸付金借受融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。

なお、府貸付金借受融資機関に実施報告書を提出する場合において、実施報告書中「大阪府知事」とあるのは、「府貸付金借受融資機関の長」とする。

- (2) 実施報告書の提出を受けた府貸付金借受融資機関は、その内容を審査し、速やかに、林業・木材産業改善資金府貸付金事業実施報告書（様式第 17 号。以下「府貸付金事業実施報告書」という。）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事が実施報告書又は府貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認めて必要な指示をした場合は、借受者又は府貸付金借受融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。

2 貸付資格の認定の取消し

- (1) 知事は、貸付資格の認定を受けた者で、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

イ 連帯保証人又は担保又は借用証書の規定に違反したとき。

ウ 貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が正当な理由なく達成できないとき。

- (2) 知事は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式第 18 号）により借受者に通知するとともに、借受者が府貸付金借受融資機関から貸付を受けている場合は、当該融資機関に対して、その旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

3 事業計画の変更

借受者は、貸付資格認定後、改善資金により実施する事業が完了するまでの間に、林業・木材改善措置実施に関する計画書に記載された計画内容であって、かつ貸付決定額を超えない場合に限り、当該計画の変更を行うことができるものとし、当該計画を変更しようとする借受者は、知事に林業・木材産業改善措置計画変更申請書

(様式第 19 号) を提出するものとする。但し、計画の変更内容が、事業費を当初計画の 100 分の 20 未満の範囲内で変更する場合等軽微な変更であるときは、府規則第 10 条第 2 項に定める林業・木材産業改善措置実施報告書(第 6 の 1 の(1)の規定により、融資機関に提出する同報告書を含む。)により、報告して差し支えないものとする。

4 償還方法の変更

- (1) 借受者は、改善資金の償還方法を変更しようとする場合(第 6 の 5、第 6 の 6、第 6 の 9 の規定による償還方法の変更を除く。)は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書(様式第 20 号。以下「償還方法変更申請書」という。)を提出するものとする。
- (2) 知事は、借受者(府から貸付金を借受けた者に限る。)から償還方法変更申請書を受領した場合は、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書(様式第 21 号)により、当該借受者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該借受者に通知するものとする。
- (3) 府貸付金借受融資機関は、借受者(当該融資機関から貸付金を借受けた者に限る。)から償還方法変更申請書の提出を受けた場合は、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金府貸付金償還方法変更申請書(様式第 22 号)を提出するものとし、知事は、償還方法の変更を認めたときは、林業・木材産業改善資金府貸付金償還方法変更承認通知書(様式第 23 号)を当該融資機関に通知し、当該融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により当該借受者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を借受者に通知するものとする。

5 繰上償還

- (1) 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた改善資金に余剰が生じた場合は、繰上償還を行わなければならないものとし、速やかに、林業・木材産業改善資金繰上償還申出書(様式第 24 号。以下「繰上償還申出書」という。)を貸付決定機関に提出するものとする。
- (2) 借受者は、(1)の規定によるほか、改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に繰上償還申出書を提出するものとする。
- (3) 府貸付金借受融資機関は、借受者から(1)又は(2)の繰上償還申出書の提出を受けた場合は、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金府貸付金繰上償還通知書(様式第 25 号。以下「繰上償還通知書」という。)を提出するものとする。
- (4) 知事は、借受者から繰上償還申出書の提出があった場合は、当該繰上償還に係る償還期限等を当該借受者に通知するものとする。
- (5) 知事は、府貸付金借受融資機関から繰上償還通知書の提出があった場合は、当該繰上償還に係る償還期限等を当該融資機関に通知し、通知を受けた融資機関は、繰上償還申出書を提出した借受者に対し当該繰上償還に係る償還期限等を通知するものとする。

6 期限前償還

- (1) 貸付決定機関は、借受者が次のいずれかに該当するときは、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。
 - ア 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - イ 償還金の支払を怠ったとき。
 - ウ ア、イに掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- (2) 府貸付金借受融資機関は、(1)の期限前償還により借受者から償還金を受領した場合は、速やかに、知事に府貸付金の繰上償還を行うものとする。
- (3) 知事は、府貸付金借受融資機関が次のいずれかに該当するときは、当該融資機関に対し、いつでも府貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。
 - ア 府貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - イ 知事が府貸付金借受融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求め

た場合に、その報告を怠ったとき。

ウ 府貸付金の償還金の支払を怠ったとき（ただし、融資機関が改善資金の貸付金の回収に努めたにもかかわらず、借受者による償還が行われないことを理由として、府貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

エ アからウに掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

7 支払の猶予

- (1) 貸付決定機関は、借受者が災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときには、償還金の支払を猶予することができるものとする。
- (2) 知事に支払の猶予を申請しようとする者（以下「支払猶予申請者」という。）は、府規則第 11 条第 1 項で定める林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に改善資金の償還が著しく困難であることを証する書面を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の 30 日前までに知事に提出しなければならないものとする。
- (3) 府貸付金借受融資機関から改善資金を借り受けた者で、支払の猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（様式第 26 号）に前(2)と同様の書面を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の 30 日前までに融資機関に提出しなければならないものとする。
- (4) 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、府規則第 12 条第 2 項で定める林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（その 1）により、支払猶予申請者に通知するものとし、当該申請者が森林組合に属する者であるときは、当該決定について府規則第 12 条第 4 項で定める林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（その 2）を森林組合に通知する。
- (5) 支払猶予申請者から林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出を受けた府貸付金借受融資機関は、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金府貸付金支払猶予申請書（様式第 27 号）を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、府貸付金借受融資機関に林業・木材産業改善資金府貸付金支払猶予決定通知書（様式第 28 号）を交付し、当該融資機関は、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により支払猶予申請者に通知するものとする。
- (6) 知事が支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を(4)及び(5)の規定に準じて支払猶予申請者に通知するものとする。この場合、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、第 6 の 9 の(1)の違約金を徴収するものとする。

8 督促

貸付決定機関は、延滞が発生した場合は、速やかに電話、文書及び面談等による督促を行い債権の回収に努め、回収が困難な場合には、経営実態調査、事後指導等を実施し、事業内容、償還計画等を分析し、改善の具体的方法を助言、指導するとともに、債務者及び連帯保証人に対して督促と交渉を行うものとする。

9 違約金

- (1) 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。
- (2) 府貸付金借受融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、府に納付するものとする。ただし、府貸付金借受融資機関が府貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。
- (3) 知事は、府貸付金借受融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が第 6 の 7 の(2)及び(3)の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はこれに代わる者による支払当日までの日数を上記日数から控除することができるものとする。

第7 その他

1 事前着工

申請者は、改善資金の貸付金の交付又は貸付け資格の認定前にやむを得ず事業を着工しようとする場合は、林業・木材産業改善資金事前着工願（様式第29号）を知事に提出するものとする。

2 借入金の辞退

貸付決定機関から貸付決定を受けた者で、改善資金の交付前に自己の都合により当該資金の借受けをしないこととなった場合は、林業・木材産業改善資金借入辞退届（様式第30号）を貸付決定機関に提出するものとする。

3 事業完了の遅延

借受者は、改善資金の交付を受けた日から3月以内に当該貸付金に係る改善措置を完了することが著しく困難である場合は、林業・木材産業改善措置実施機関延長申請書（様式第31号）を貸付決定機関に提出するものとする。但し、当該完了の遅延が施行業者等からの請求書の遅延に伴う事業費の支払いの遅延である等支払手続きについての遅延であって、借受者の自己の責めに帰すべき理由によらない場合は、第6の1の実施報告書に林業・木材産業改善措置実施遅延報告書（様式第32号）を添えて提出することとして差し支えないものとする。

4 連帯保証人の追加等

借受者は、次の各号の事由に該当する場合は、直ちに各号に定める届出書を知事に提出するものとする。

- (1) 新たに保証人を追加するときは、連帯保証人追加届（様式第33号）及び保証債務を履行する意思を表示した公正証書の正本（ただし、民法第465条の9に掲げる者についてはこの限りでない。）
- (2) 借受者、連帯債務者又は連帯保証人が住所を変更したときは、住所変更等届（様式第34号）
- (3) 借受者又は連帯債務者が死亡した場合にその相続人が債務の履行に当たるときは、相続人による借受者等名義変更届（様式第35号）
- (4) 連帯保証人が死亡した場合は、その相続人による連帯保証人変更届（様式第36号）

5 文書の提出

府規則及びこの要綱に定めのあるもののほか、知事に対して文書を提出しようとする者が森林組合に属する者である場合は、当該森林組合を経由して行うものとし、提出を受けた森林組合は、文書を知事に送付するものとする。

なお、森林組合に属さない者であるときは、文書を知事に直接提出するものとする。

6 細則

この要綱に定めるもののほか、改善資金の貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月12日から施行し、平成16年9月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月6日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた林業・木材産業改善資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。